2020年8月25日

東京都新宿区西新宿二丁目６番１号
株式会社イード
代表取締役　宮川　洋

吸収分割に係る事前開示事項

当社は、2020年8月25日付吸収分割契約書に基づき、2020年10月1日を効力発生日として、株式会社プロトコーポレーションから趣味・資格のスクール情報検索サイト「グースクール」の事業（以下、本件事業という）に関する権利義務を承継する吸収分割を予定しておりますところ、会社法794条1項及び会社法施行規則192条に基づき、以下のとおり開示いたします。

1. 吸収分割契約の内容

別紙１のとおりです。

2. 吸収分割契約に定める分割対価の相当性に関する事項

本件吸収分割に際しては、当社は株式会社プロトコーポレーションに対して承継する権利義務に代わる対価として、現金 5,000,000 円を交付いたします。

本件対価金額につきましては、承継する権利義務の現時点での価値及び承継対象事業の将来の事業性に関して、両社協議の上、決定したものであり、相当であると判断しております。

3. 吸収分割会社に関する事項

（１）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

（２）吸収分割会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、その内容

該当事項はありません。

（３）吸収分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項

吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

吸収分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分・重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務（吸収分割により承継させるものに限る）の履行の見込みに関する事項

（１）吸収分割会社

株式会社プロトコーポレーションの最終事業年度における貸借対照表は３．（１）記載のとおりであるところ、本件分割により当社に承継する予定の資産及び負債の額はそれぞれ 11 百万円及び 5 百万円であることから、本件分割後においても株式会社プロトコーポレーションの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件分割後の株式会社プロトコーポレーションの収益状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

以上より、本件分割後においても、株式会社プロトコーポレーションの債務については、履行の見込みがあると判断しております。

（２）吸収分割承継会社

当社の最終事業年度末日（2019 年６月 30 日）現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ 2,765 百万円及び 524 百万円であるところ、当社が株式会社プロトコーポレーションから承継する予定の資産の額及び負債の額はそれぞれ 11 百万円及び 5 百万円であるため、本件分割後において当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

以上より、本件分割後においても当社の債務の履行の見込みがあると判断

しております。

6. 効力発生日までに上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
該当事項はありません

以　上



吸収分割契約書

株式会社プロトコーポレーション（以下「甲」という）と株式会社イード（以下「乙」という）とは、甲がその事業に関して有する権利義務の一部を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）について、以下のとおり契約を締結する。

第１条　（吸収分割）

甲は、本件分割により、甲が運営する趣味・資格のスクール情報検索サイト「グースクール」の事業（以下「本件事業」という）に関する第４条記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第２条　（商号及び住所）

本件分割の当事者は、次のとおりとする。

甲（吸収分割会社）

商号：株式会社プロトコーポレーション

住所：愛知県名古屋市中区葵一丁目23番14号

乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社イード

住所：東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

第３条　（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2020年10月1日とする。ただし、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第４条　（承継する権利義務）

１．本件分割により甲から分割され乙に承継される一切の資産、債務その他の権利義務は、次のとおりとする。

① 本件事業のみに用いられているソフトウェア及びプログラム

② 本件事業のみに属するデータ一式（本件分割により承継されない権利義務に関するものを除く）

③ 本件事業のみに属する契約書、マニュアル、業務フロー、契約書書式その他の書類一式（本件分割により承継されない権利義務に関するものを除く）

④ 本件事業に属する顧客の個人情報

⑤ 本件事業に属するスクール・教室及び見込みスクール・教室に関する情報

⑥ 本件事業に属する売掛金（長期滞留債権を除く）及び前払費用

⑦ 本件事業に属する預り保証金、前受金、仮受金及び未払費用

⑧ 本件事業のみに属する一切の契約（甲の従業員との雇用契約を除く）における甲の契約上の地位及びこれに付随する権利義務

⑨ 本件事業に関して甲とSMBCファイナンスサービス株式会社及びGMOペイメントゲートウェイ株式会社が締結している契約の契約上の地位

２．本件分割による甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとする。

第５条　（吸収分割の対価）

１．乙は、本件分割に際し、乙が承継する権利義務の対価として、効力発生日に、金5,000,000円を甲の指定する次の銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、本件分割の対価には、本吸収分割契約に基づく本事業に係る権利義務の承継に要する費用は含まれないものとし、かかる費用は、別途乙の負担とする。

甲の指定銀行口座：三菱UFJ銀行（0005）大津町支店（203）　普通　3878795

２．前項に従って支払われた本件分割の対価の全部又は一部について、消費税及び地方消費税が賦課される場合には、乙はこれを負担し、その他必要となる協力をする。

第６条　（乙の資本金及び準備金）

本件分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第７条　（表明及び保証）

１．甲は乙に対し、本契約締結日及び効力発生日において、以下の事項を表明し且つ保証する。

① 甲は、本契約を締結し、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること

② 甲による本契約の締結及び本件分割の履行は、その目的の範囲内の行為であり、甲は、本契約の締結及び履行に関し、法令、定款その他甲の社内規則において必要とされる手続を全て履践していること

③ 甲による本契約の締結及び履行は、適用のある法令、甲に対する裁判所若しくは行政機関の判決、決定若しくは命令、甲の定款その他の社内規則、又は甲が当事者である第三者との契約に違反するものではないこと

④ 甲は支払停止又は支払不能の状態にあるものではなく、甲に対する破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始 又は特別清算開始の申立ては行なわれていないこと

⑤ 企業精査の過程で乙に対して開示された書類は重要な点において真正且つ正確なものであること

⑥ 本件分割による承継の対象資産について、甲が質権、譲渡担保権その他の第三者の権利により制限を受けることなく完全な権利を有していること

⑦ 甲と反社会的勢力との間に取引、便宜の供与、雇用その他一切の関係がないこと

⑧ 本件事業（第三者との契約を含む）に起因する、又は本件事業の資産（知的財産権を含む）に関する訴訟、仲裁、その他の司法上又は行政上の手続は、係属しておらず、また、紛争で本件事業に重大な影響を及ぼすものは存在しないこと、及びその他、本件事業に起因する、又は本件事業の資産に関する判決、仲裁判断、その他の司法上又は行政上の判断、決定、命令等で本件事業の事業に重大な影響を及ぼすものは存在しないこと

２．乙は甲に対し、本契約締結日及び効力発生日において、以下の事項を表明し且つ保証する。

① 乙は、本契約を締結し、これを履行するために必要な権利能力及び行為能力を有していること

② 乙による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令、定款その他乙の社内規則において必要とされる手続

を全て履践していること

③ 乙による本契約の締結及び履行は、適用のある法令、乙に対する裁判所若しくは行政機関の判決、決定若しくは命令、乙の定款その他の社内規則、又は乙が当事者である第三者との契約に違反するものではないこと

④ 乙は支払停止又は支払不能の状態にあるものではなく、乙に対する破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始 又は特別清算開始の申立ては行なわれていないこと

⑤ 乙と反社会的勢力との間に取引、便宜の供与、雇用その他一切の関係がないこと

第８条 （競業避止義務）

甲は、効力発生日から２年間、日本国内において、本件事業と競合する事業を自ら行わず、且つその子会社をして行わせないものとする。

第９条 （本件事業の継続）

１．乙は、効力発生日から１年間、本件事業を継続するため、商業的に合理的な努力をするものとする。

２．甲及び乙は、本件事業の継続に必要な業務の承継のため、効力発生日以降も誠意をもって協議し、相互に協力して別紙１記載の引継ぎ業務を履行するよう努めるものとする。

３．第１項に関わらず、乙の経営判断により、効力発生日から１年以内に本件事業を終了する場合は、本件事業終了予定日の３ヶ月前までに、予め甲に対して終了理由および終了予定日を書面により通知するものとする。なお、本件事業を終了する場合における次条の商標・ドメイン等の使用許諾期間は、事業終了日に短縮できるものとする。

第１０条（商標・ドメイン等に関する取扱い）

１．本件事業に関して甲が保有する別紙２記載の商標及びドメイン名については、甲から分割され乙に承継される一切の資産、債務その他の権利義務には含まれない。

２．甲は乙に対し、効力発生日から６ヶ月間、甲が保有する別紙２記載の商標を本件事業のために使用することを無償で許諾する。

３．甲は乙に対し、効力発生日から２年間、甲が保有する別紙２記載のドメイン名を本件事業での使用に限り許諾し、その対価は無償とする。なお、許諾期間期限の更新については、乙の書面による申し出により、更に1年間の延長ができるものとし、対価は同様に無償とする。

４．甲は、乙が本件事業を継続している限りにおいて、本件ドメインを適正に保持する義務を負うものとする。本件事業のドメインの管理において実際に発生する費用について事前に乙に通知し、乙の費用負担について承諾を得るものとする。乙は、承諾をした費用について、甲乙協議の上合意した方法により支払うものとする。

５．乙は、第２項及び第３項の期間が経過した日以降、別紙２記載の商標及びドメイン名又はこれらと類似し若しくは誤認混同するおそれのある商号、商標、標章、サービスマーク、ロゴ、URL、ドメイン名その他の商品、サービス、及び営業等の表示を使用してはならない。

６．本契約に基づく使用許諾期間満了後、甲乙協議の上合意があった場合、又は甲が本件ドメインの保有終了を決定した場合は、乙がこれを優先的に譲受できるものとし、甲は、乙の事前の書面による承諾なく第三者への譲渡、使用許諾、担保の設定、その他の処分を行ってはならないものとする。

7．甲は、本件商標及びドメインにつき、第三者の権利を侵害していないことを表明し保証する。万一、第三者より当該保証違反に起因する異議申し立てがなされた場合、甲の費用と責任において解決し、乙に迷惑を掛けない。

第１１条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

１．本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変更を生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議の上、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

２．甲は、次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、効力発生日までの間に限り、乙に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

① 第７条２項に定める乙の表明保証に重大な違反があった場合

② 乙が本契約上の義務に違反し、甲の乙に対する書面による催告後相当期間内に当該違反が是正されなかった場合

③ 乙につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

④ 乙につき手形不渡その他支払の停止に該当する事由が生じた場合

３．乙は、次の各号のいずれかの事由が発生した場合には、効力発生日までの間に限り、甲に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

① 第７条１項に定める甲の表明保証に重大な違反があった場合

② 甲が本契約上の義務に違反し、乙の甲に対する書面による催告後相当期間内に当該違反が是正されなかった場合

③ 甲につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

④ 甲につき手形不渡その他支払の停止に該当する事由が生じた場合

第１２条（本契約の効力）

本契約は、前条に従い本契約が解除された場合、又は法令に定められた関係官庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第１３条（善管注意義務）

甲は、本分割契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって本対象事業に係る業務の執行及び財産の管理を行うものとし、本対象事業に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ承継会社の事前の書面による承諾を得て行うものとする。

第１４条（損害賠償責任）

１．甲は、第７条１項に定める表明保証に違反し又は本契約上の義務に違反した場合、乙に対し、金1,000,000円を上限として、当該違反に起因又は関連して乙が被った損害を賠償する。

２．前項に基づく甲に対する損害賠償請求は、効力発生日から６ヶ月以内に、賠償を求める原因となる事実並びに請求金額及びその算定根拠を特定して書面により甲に通知した場合に限り行うことができるものとする。

３．乙は、本件分割に起因又は関連して損害を被ったとしても、本条に基づく損害賠償請求のほかは、債務不履行、契約不適合、不法行為その他理由の如何を問わず、甲に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとする。
４．前各項は、甲の故意又は重過失に起因する損害については適用されない。

第１５条（協議事項）
本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通保有する。

2020年8月25日

甲　愛知県名古屋市中区葵一丁目23番14号
株式会社プロトコーポレーション
代表取締役社長　　神谷　健司

乙　東京都新宿区西新宿二丁目6番1号
株式会社イード
代表取締役　　宮川　洋

（別紙１）

本件事業の継続に関する引継ぎ業務

１．甲による対象事業関連の効力発生日時点の以下の最新情報の提供及び移管サポート
- 業務一覧／マニュアル及び既存データ、アカウント関連データ、契約データ及び書類、各種書類の提供
- システム関連ドキュメント、アカウント関連データ、各種書類の提供
- システム、インフラ環境の移管手続き及びサポート

２．効力発生日から３か月間：甲乙の実務担当者によるミーティング（オンライン及び電話会議を含む）による業務引継ぎ。但し、ミーティングの日時については、両者の営業時間内とし、事前に両者協議の上決定した日時に行うものとする。

３．効力発生日から６か月間：メールによる業務サポート（但し、合理的な範囲に限る）。甲は、甲の営業時間内に、合理的に可能な範囲で乙によるメール問い合わせに対し回答するものとする。

（別紙２）

本件事業に関して甲が保有する商標

登録番号 登録日	出願番号 出願日 権利満了日	商品区分 名称（商標）	商標見本
商標第 5460313 号 2011/12/22	商願 2011-040317 2011/06/10 2021/12/22	9, 16, 35, 41 グースクール（標準文字）	－
商標第 5487137 号 2012/04/13	商願 2011-080671 2011/11/10 2022/04/13	9, 16, 35, 41 ＧｏｏＳｃｈｏｏｌ（標準文字）	－
商標第 5575571 号 2013/04/19	商願 2011-055666 2011/08/04 2023/04/19	9, 16, 35, 36, 37, 39, 41, 42, 43, 44, 45 図形（G）	

本件事業に関して甲が保有するドメイン名

gooschool. jp およびそのサブドメイン

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,001**	**流動負債**	**4,060**
現金及び預金	8,548	買掛金	286
受取手形	50	短期リース債務	0
電子記録債権	55	未払金	43
売掛金	2,139	未払費用	1,869
商品及び製品	7	未払法人税等	858
仕掛品	8	前受金	718
原材料及び貯蔵品	2	預り金	153
前渡金	310	返品調整引当金	9
前払費用	271	その他	119
関係会社短期貸付金	3,580	**固定負債**	**536**
その他	28	役員退職慰労引当金	266
貸倒引当金	△1	資産除去債務	216
固定資産	**17,986**	長期リース債務	3
有形固定資産	**6,174**	その他	49
建物（純額）	3,598	**負債合計**	**4,596**
構築物（純額）	97	**純資産の部**	
機械及び装置（純額）	2	**株主資本**	**28,192**
車両運搬具（純額）	20	**資本金**	**1,849**
工具、器具及び備品（純額）	39	**資本剰余金**	**2,036**
土地	2,412	資本準備金	2,036
リース資産	4	その他資本剰余金	0
無形固定資産	**434**	**利益剰余金**	**25,613**
ソフトウエア	409	利益準備金	254
電話加入権	23	その他利益剰余金	25,358
水道施設利用権	0	別途積立金	17,700
投資その他の資産	**11,378**	繰越利益剰余金	7,658
投資有価証券	1,014	**自己株式**	**△1,306**
関係会社株式	7,726	**評価・換算差額等**	**199**
出資金	0	**その他有価証券評価差額金**	**199**
関係会社長期貸付金	2,176	**純資産合計**	**28,391**
破産更生債権等	4		
長期前払費用	52		
繰延税金資産	197		
敷金及び保証金	204		
その他	5		
貸倒引当金	△4		
資産合計	**32,988**	**負債・純資産合計**	**32,988**

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**30,077**
売上原価		**14,264**
売上総利益		**15,813**
返品調整引当金戻入額		**22**
返品調整引当金繰入額		**9**
差引売上総利益		**15,826**
販売費及び一般管理費		**11,620**
営業利益		**4,205**
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	7	
古紙売却収入	5	
その他	17	48
営業外費用		
支払利息	0	
寄付金	2	
損害賠償金	2	
その他	0	4
経常利益		**4,250**
特別利益		
固定資産売却益	1,386	
投資有価証券売却益	18	1,405
特別損失		
固定資産除却損	6	
関係会社株式評価損	206	
関係会社株式売却損	86	
災害による損失	1	301
税引前当期純利益		**5,354**
法人税、住民税及び事業税	1,440	
法人税等調整額	△5	1,434
当期純利益		**3,919**

連結計算書類ならびに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.proto-g.co.jp/IR/library/soukaidata.html)に掲載しております。

株主資本等変動計算書

（自 2019年４月１日
至 2020年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,824	2,011	0	2,011	254	17,700	4,793	22,747
当期変動額								
新株の発行	24	24		24				
剰余金の配当							△1,053	△1,053
当期純利益							3,919	3,919
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	24	24	―	24	―	―	2,865	2,865
当期末残高	1,849	2,036	0	2,036	254	17,700	7,658	25,613

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,305	25,277	59	59	25,337
当期変動額					
新株の発行		49			49
剰余金の配当		△1,053			△1,053
当期純利益		3,919			3,919
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			139	139	139
当期変動額合計	△0	2,914	139	139	3,054
当期末残高	△1,306	28,192	199	199	28,391

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
   子会社株式……移動平均法による原価法
   その他有価証券
   ・時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
   ・時価のないもの……移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
   評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
   商　　品……個別法による原価法
   製　　品……個別法による原価法
   仕 掛 品……個別法による原価法
   原 材 料……個別法による原価法
   貯 蔵 品……最終仕入原価法による原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
   有形固定資産……建物（建物附属設備を除く）
   （リース資産を除く）
   ａ1998年３月31日以前に取得したもの
   旧定率法
   ｂ1998年４月１日から2007年３月31日までに取得したもの
   旧定額法
   ｃ2007年４月１日以降に取得したもの
   定額法
   建物以外
   ａ2007年３月31日以前に取得したもの
   旧定率法
   ｂ2007年４月１日以降に取得したもの
   定率法
   ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6～50年
構築物	10～20年
機械及び装置	10年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	3～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)……定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金……返品による損失に備えるため、売上高に対する過去の返品率に基づき、返品損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額　3,710百万円
2. 減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。
3. 保証債務

以下の関係会社について、金融機関からの借入金に対し債務保証を行っており、保証極度額は次のとおりであります。

株式会社タイヤワールド館ベスト	500百万円

4. 関係会社に対する短期金銭債権　11百万円
関係会社に対する長期金銭債権　5百万円
関係会社に対する短期金銭債務　640百万円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引

(1) 売上高	1,434百万円
(2) 仕入高	4,364百万円
(3) その他営業取引高	1,404百万円
(4) 営業取引以外の取引高	18百万円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末日における自己株式の数　　普通株式　1,763,392株
2. 自己株式の取得に係る事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	881,530	881,862	―	1,763,392

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

2019年７月１日付株式分割による増加	881,568株
単元未満株式の買取による増加	294株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

減損損失累計額	148百万円
減価償却超過額	0百万円
資産除去債務	66百万円
役員退職慰労引当金	81百万円
未払事業税	49百万円
投資等評価損	2,255百万円
返品調整引当金	3百万円
貸倒引当金	1百万円
その他	37百万円
小計	2,644百万円
評価性引当額	△2,347百万円
繰延税金資産合計	297百万円
資産除去債務固定資産計上額	△12百万円
その他有価証券評価差額金	△87百万円
繰延税金負債合計	△100百万円
繰延税金資産の純額	197百万円

〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科　目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社オートウェイ	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	2,580	関係会社短期貸付金	2,580
				利息の受取（注）1	1	前受金	0
子会社	株式会社タイヤワールド館ベスト	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任 債務保証	資金の回収	69	関係会社長期貸付金	1,176
				利息の受取（注）1	11	前受金	0
				債務保証（注）2	500	―	―
子会社	株式会社キングスオート	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,000	関係会社短期貸付金	1,000
				利息の受取（注）1	0	前受金	0
子会社	株式会社プロトベンチャーズ	所有 直接 100%	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	1,000	関係会社長期貸付金	1,000
				利息の受取（注）1	―	投資その他の資産その他	5

（注）1. 貸付金の利息については、市場金利を参考に決定しております。

2. 債務保証は、同社の金融機関との当座貸越契約に対する債務保証であり、取引金額には保証極度額を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。

〔１株当たり情報に関する注記〕

1. １株当たり純資産額　706円93銭
2. １株当たり当期純利益　97円64銭

（注）当社は、2019年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

〔その他の注記〕

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月14日

株式会社プロトコーポレーション
取　締　役　会　御　中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩 田　　国 良㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村 井　　達 久㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プロトコーポレーションの2019年４月１日から2020年３月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき審議した結果、全員の一致した意見として、以下のとおり報告致します。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を含む監査計画を定め、内部統制システムの構築・運用並びに内部管理状況等を重点監査項目として設定し、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査計画、職務の分担に従い、取締役、内部監査室その他の社員等と意思疎通を図り、また社外取締役との意見交換会を実施するなど連携を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

①取締役会及び執行役員会議その他重要な会議に出席し、取締役及び社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類や主要会議の議事録を閲覧し、本社及び支社、事業部において業務及び財産の状況を調査致し、代表取締役と定期的に意見交換致しました。また、子会社については常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社取締役会等に出席するとともに、子会社取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業並びに経営管理の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び社員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。また、内部監査室と毎月定期的に会合を設け、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人からは年間の監査計画の説明を受け、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性に関し検証致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月15日

株式会社プロトコーポレーション監査役会

常勤監査役（社外監査役）　山　田　信　二　㊞

常勤監査役（社外監査役）　新　井　　淳　㊞

監査役（社外監査役）　塩　見　　渉　㊞

監査役（社外監査役）　雑　賀　仁　志　㊞

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2019年４月１日
　至　2020年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境は堅調に推移したものの、消費税増税による影響や、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞懸念などにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

こうした経済環境の中、当社グループの主要顧客である自動車販売業界におきましては、登録車、軽自動車ともに新車販売台数が前年実績を下回り、また、中古車登録台数も前年実績を下回る水準となりました。

このような状況の中、当社グループにおきましては、積極的な事業投資により、主に中古車販売店、整備工場、新車ディーラーを対象としたプライベートブランド商品・サービスの開発及び提供を強化するとともに、コスト構造の見直しなどを通じて収益性の向上を図り、自動車関連情報事業における№１ポジションの確立に取り組んでまいりました。また、当社グループのリソースを活用した新たな事業基盤の構築及びシナジーの具現化による販売機会の拡大、アライアンス強化を通じたユーザー接点の拡大を推進した一方で、連結子会社の吸収合併や株式譲渡などにより国内及び海外における事業ポートフォリオの見直しを進めてまいりました。

以上のことから、当連結会計年度の売上高は、上記連結子会社の吸収合併による不採算事業の撤退に加え、車両輸出販売の伸び悩みが要因となり、59,127百万円（対前年同期比5.0％減）となりました。営業利益は、グーシリーズにおけるコスト構造の見直し、整備工場向けソフトウエアの販売においてWindows７のサポート終了に伴う買替需要があったことなどにより、5,136百万円（対前年同期比12.5％増）となり、経常利益は、5,354百万円（対前年同期比7.0％増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、固定資産売却益の計上なども寄与し、4,991百万円（対前年同期比58.0％増）となりました。またROEは16.7％（当社中期経営計画の目標値12.0％）となりました。

事業のセグメント別の業績につきましては、次のとおりであります。

① 自動車関連情報

取引社数の拡大ならびに顧客当たりの取引単価の維持・拡大に努めるとともに、カーライフにおけるユーザーニーズを網羅したサービスの強化に取り組んでまいりました。当連結会計年度におきましては、引き続き、中古車領域において「グーネット」のコンテンツ量最大化、「グーネット」のバックグラウンドシステムである「MOTOR GATE」の提供及び機能向上を通じた、取引社数の拡大と生産性の向上などに取り組んでまいりました。また、新車領域においては引き続き「DataLine SalesGuide」の拡販に取り組んでまいりました。整備領域においては「グーネットピット」におけるコンテンツの拡充を図り、カーライフのトータルサポートの強化に取り組んでまいりました。 タイヤ・ホイール等の販売は、引き続き、主要取扱ブランドの販売強化ならびにタイヤ・ホイールのセット販売の強化に取り組むとともに、当社の「グーネット」、「グーネットピット」、「MOTOR GATEショッピング」等とのシナジーを追求することで販売機会の拡大に努めてまいりました。また、当連結会計年度において連結子会社であった株式会社バイクブロスを当社が吸収合併し、不採算事業であったバイクパーツ・用品の通販事業、及びバイク専門誌の発行事業を廃止しております。

以上のことから、売上高は52,870百万円（対前年同期比5.9%減）となりました。減収となった主な要因は株式会社バイクブロスの不採算事業廃止に加え、株式会社キングスオート（現株式会社グーネットエクスチェンジ）における車両輸出販売の伸び悩み、及び、株式会社オートウェイにおけるタイヤ・ホイール販売の減収によるものであります。営業利益は、プロモーション強化による当社グループブランド力の向上や有力企業とのアライアンス強化によるユーザー接点の拡大を図った一方、グーシリーズにおけるコスト構造の見直しや、株式会社プロトリオスにおいて、Windows７のサポート終了に伴う買替需要により、整備工場向けソフトウエアの販売が好調であったこと、株式会社タイヤワールド館ベストにおけるタイヤ・ホイール販売の利益率改善などが寄与し6,582百万円（対前年同期比14.3%増）となりました。

② 生活関連情報

介護・医療・福祉関連事業につきましては、引き続き、商品・サービスのブランド力向上を図るとともに、ウェブサイトの機能向上、コンテンツ・サービスの拡充などを通じて営業基盤の強化による取引社数の拡大に努めてまいりました。 趣味・資格の情報検索サイト「グースクール」、及び株式会社プロトソリューションにおけるグーホーム事業につきましては、引き続き、収益性の改善に取り組むとともに、コンテンツの拡充や取引社数の拡大に取り組んでまいりました。

以上のことから、売上高は4,168百万円（対前年同期比3.8％減）となりました。減収となった主な要因は、2019年２月に「おいくら」を事業移転したことによるものであります。営業利益につきましては、売上減収の影響などにより、169百万円（対前年同期比32.2％減）となりました。

③ 不動産

当社が自社物件の賃貸管理を行っており、売上高は160百万円（対前年同期比17.7％減）、営業利益は135百万円（対前年同期比30.0％減）となりました。

④ その他

株式会社プロトソリューションにおいて外部顧客に対するソフトウエアの開発・販売が伸長したこと、及び人材派遣事業においては、既存連結子会社の業績伸長に加え、2019年10月に子会社化した株式会社アソシエが寄与したことなどから、売上高は1,928百万円（対前年同期比24.2％増）、営業利益は58百万円（対前年同期比2.9％増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別売上高は、次のとおりであります。

セグメント別	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	金　額 (百万円)	構成比 (%)	金　額 (百万円)	構成比 (%)	金　額 (百万円)	増減率 (%)
自動車関連情報	56,167	90.2	52,870	89.4	△3,297	△5.9
生活関連情報	4,335	7.0	4,168	7.0	△166	△3.8
不動産	195	0.3	160	0.3	△34	△17.7
その他	1,553	2.5	1,928	3.3	375	24.2
合計	62,251	100.0	59,127	100.0	△3,123	△5.0

（注）上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,900百万円であり、その主なものは、当社及び株式会社オートウェイに係る固定資産の取得であります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社と連結子会社であった株式会社バイクブロスは2019年4月1日付で当社を存続会社、株式会社バイクブロスを消滅会社とする吸収合併を行っております。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2019年10月1日付で、株式会社プロトソリューションは株式会社アソシエの全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

また、当社は、2020年1月1日付で、当社の連結子会社であった台湾寶路多股份有限公司の全株式を台湾寶路多股份有限公司の董事兼総経理である鈴木伸隆氏、他 1 名に譲渡いたしました。

(8) 対処すべき課題

当社は「情報（データ）を未来の知恵に変え　夢と感動 楽しい！ で社会に貢献する」という経営理念のもと、企業経営を進めております。当社と関わる全てのステークホルダーとの繋がりを大切にし、夢を共に描き、感動を創造していくことで、社会から真に必要とされる企業集団であり続けたいと考えております。

また、企業目標とする「CHANGING　COMPANY」の実現に向けて、「ブランドの確立」を図り、有益な情報とサービスの提供を通じてユーザー・クライアントの満足を獲得することにより、中長期的な成長による企業価値の向上に努めてまいります。更に、コーポレート・ガバナンス強化への取り組みを通じて、社会から信頼を得られる透明性の高い健全な経営体制の確立に努めてまいります。

当社グループは、多様化するユーザーニーズや今後の市場環境の変化を踏まえ、「中期経営計画（2020年3月期～2022年3月期）」を策定しております。当該中期経営計画に基づき、中古車販売店、整備工場、新車ディーラー向けの商品・サービスの拡充を通じて、自動車関連情報分野の事業成長を図るとともに、グループシナジーの具現化ならびにコスト構造の見直しなどを通じて、更なる収益性の改善を図ってまいります。

また、当社グループでは、持続的な企業価値向上を目指すにあたり、売上総利益・営業利益の成長性とともに、ROE（自己資本利益率）を重要な経営指標と位置付け、中期経営計画の最終年度においては資本コストを上回るROE12%以上の達成を目標としております。

しかしながら、今後の経済見通しにつきましては、いまだ新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、業績に与える影響度やその期間が見通せず、業績予想の合理的な見積もりが困難であることから、次期（2021年３月期）の連結業績予想を未定といたします。業績予想につきましては、開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第39期 (2017年３月期)	第40期 (2018年３月期)	第41期 (2019年３月期)	第42期 当連結会計年度 (2020年３月期)
売　上　高（百万円）	56,717	62,111	62,251	59,127
経　常　利　益（百万円）	2,883	3,735	5,004	5,354
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	1,506	519	3,159	4,991
１株当たり当期純利益（円）	37.51	12.94	78.75	124.33
総　資　産（百万円）	41,934	44,417	43,879	44,726
純　資　産（百万円）	26,401	25,977	28,029	31,932

（注）1. １株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第41期の期首から適用しております。
3. 当社は、2019年７月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、１株当たり当期純利益は当該株式分割が第39期期首に行われたと仮定して算定しております。

（10）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社オートウェイ	499百万円	100.00%	輸入タイヤ・ホイールの販売
株式会社タイヤワールド館ベスト	499百万円	100.00%	タイヤ・ホイール等の販売
株式会社キングスオート	88百万円	100.00%	中古車の輸出・販売
株式会社プロトリオス	60百万円	100.00%	自動車の修理・部品に関する情報誌の発行ならびに自動車整備、修理等に関するソフトウエアの開発及び販売
株式会社カークレド	99百万円	100.00%	車両検査サービス
株式会社カーブリックス	99百万円	66.00%	車両検査・清掃サービス
株式会社プロトメディカルケア	498百万円	100.00%	介護・医療・福祉業界における人材紹介・人材派遣サービスならびに介護・医療・福祉関連情報サービスの提供及び福祉用具貸与・販売
株式会社丸冨士	5百万円	100.00%	福祉用具貸与・販売
株式会社シルバーはあと	10百万円	100.00%	福祉用具貸与・販売
株式会社プロトソリューション	100百万円	100.00%	データ入力業務等のBPO（ビジネス プロセス アウトソーシング）事業
株式会社沖縄コールスタッフサービス	10百万円	100.00%	人材派遣事業
株式会社プロトベンチャーズ	280百万円	100.00%	投資事業
株式会社アソシエ	15百万円	100.00%	人材派遣事業
CAR CREDO (Thailand) Co., Ltd.	600万THB	49.00%	タイにおける車両検査サービス、Webサイトの運営
PROTO MALAYSIA Sdn. Bhd.	50万RM	100.00%	マレーシアにおける中古車情報誌の発行ならびに中古車情報Webサイトの運営

（注）1. 2019年11月27日付にてCAR CREDO MALAYSIA SDN. BHD.は清算結了いたしました。
2. PROTO MALAYSIA Sdn. Bhd.については、清算手続き中です。
3. 当社は2019年４月１日付で株式会社バイクブロスを吸収合併いたしました。
4. 当社は2019年４月３日付で株式会社プロトベンチャーズを設立いたしました。
5. 株式会社プロトソリューションは2019年10月１日付で株式会社アソシエの全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

6. 当社は2020年１月１日付で当社の連結子会社であった台湾寶路多股份有限公司の全株式を台湾寶路多股份有限公司の董事兼総経理である鈴木伸隆氏、他 1 名に譲渡いたしました。
7. 株式会社プロトソリューションは2020年１月31日付で減資しており、資本金の額は100百万円となりました。
8. 株式会社キングスオートについては、2020年４月１日付で社名を株式会社グーネットエクスチェンジに変更いたしました。

③　当事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

以下の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.proto-g.co.jp/IR/library/soukaidata.html)に掲載しております。

（11）主要な事業内容
（12）企業集団の主要拠点等
（13）従業員の状況
（14）主要な借入先の状況
（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項
2. 会社の株式に関する事項
3. 会社の新株予約権等に関する事項

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	横　山　博　一		株式会社プロトソリューション 代表取締役会長
代表取締役副会長	入　川　達　三		株式会社オートウェイ 代表取締役会長 株式会社タイヤワールド館ベスト 代表取締役会長 株式会社キングスオート 代表取締役会長 株式会社プロトリオス 代表取締役会長 株式会社カークレド 代表取締役会長 株式会社プロトメディカルケア代表取締役会長 PROTO MALAYSIA Sdn. Bhd. Chairman
代表取締役社長	神　谷　健　司		
専務取締役	飯　村　富士雄	自動車関連情報	株式会社カークレド 代表取締役社長 株式会社カーブリックス 代表取締役社長 CAR CREDO (Thailand) Co., Ltd. Chairman
常務取締役	横　山　宗　久	経理・財務部門	
常務取締役	宗　平　光　弘	ITソリューション部門	
取　締　役	白　木　　享	ITソリューション部門	株式会社プロトソリューション 代表取締役社長 株式会社プロトベンチャーズ 代表取締役社長
取　締　役	清　水　茂代司	ガバナンス統括部門	
取　締　役	兎　洞　則　之	自動車関連情報	
取　締　役	櫻　井　由美子		櫻井由美子公認会計士事務所 所長 株式会社アイケイ 社外取締役(監査等委員) 株式会社東祥 社外監査役 株式会社ジェイテクト 社外監査役
取　締　役	北　山　恵理子		株式会社日本チャンピオングループ 代表取締役社長 株式会社グローブリンク 代表取締役社長 東邦レマック株式会社 社外取締役
常勤監査役	山　田　信　二		
常勤監査役	新　井　　淳		
監　査　役	塩　見　　渉		塩見法律事務所 弁護士
監　査　役	雑　賀　仁　志		雑賀公認会計士事務所 所長

（注）1. 取締役櫻井由美子、北山恵理子の両氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役山田信二、新井淳、塩見渉、雑賀仁志の４氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役櫻井由美子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
4. 取締役北山恵理子氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
5. 監査役塩見渉氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

6. 監査役雑賀仁志氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 代表取締役副会長入川達三氏は、当社連結子会社であった株式会社バイクブロスの代表取締役会長を兼職しておりましたが、2019年４月１日付で同社が当社に吸収合併されたことに伴い、同氏は同社代表取締役会長を退任しております。
8. 代表取締役副会長入川達三氏は、当社連結子会社であった台湾寶路多股份有限公司の董事長を兼職しておりましたが、2020年１月１日付で当社が同社の全株式を譲渡したことに伴い、同氏は同社董事長を退任しております。
9. 株式会社キングスオートについては、2020年４月１日付で社名を株式会社グーネットエクスチェンジに変更いたしました。
10. 2020年３月31日をもって、代表取締役副会長入川達三氏は、辞任により退任いたしました。また、同日付で重要な兼職も退任しております。
11. 2020年３月31日をもって、専務取締役飯村富士雄氏は、辞任により退任いたしました。
12. 代表取締役会長横山博一氏は、2020年３月31日付で株式会社プロトソリューションの代表取締役会長を退任し、2020年４月1日付で株式会社オートウェイの代表取締役会長に就任いたしました。
13. 専務取締役飯村富士雄氏は、2020年４月１日付で株式会社カークレドの代表取締役会長に就任いたしました。
14. 常務取締役宗平光弘氏は、2020年４月1日付で株式会社タイヤワールド館ベストの代表取締役会長に就任いたしました。
15. 常務取締役宗平光弘氏は、2020年４月1日付で株式会社グーネットエクスチェンジの代表取締役会長に就任いたしました。
16. 常務取締役宗平光弘氏は、2020年４月1日付で株式会社プロトリオスの代表取締役会長に就任いたしました。
17. 常務取締役宗平光弘氏は、2020年４月1日付で株式会社プロトメディカルケアの代表取締役会長に就任いたしました。
18. 常務取締役宗平光弘氏は、2020年４月1日付で株式会社プロトソリューションの代表取締役会長に就任いたしました。
19. 常務取締役宗平光弘氏は、2020年４月1日付で株式会社プロトベンチャーズの代表取締役会長に就任いたしました。
20. 常務取締役横山宗久氏は、2020年４月１日付で専務取締役に就任いたしました。
21. 常務取締役宗平光弘氏は、2020年４月１日付で専務取締役に就任いたしました。
22. 取締役白木享氏は、2020年４月１日付で常務取締役に就任いたしました。
23. 取締役兎洞則之氏は、2020年４月１日付で常務取締役に就任いたしました。
24. 監査役雑賀仁志氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
25. 当社は、取締役の業務執行権を企業規模ならびに組織の拡大に応じて委譲することを目的とした執行役員制度を導入しております。当社が導入している執行役員制度では、特定の部門を所管している執行役員に取締役が有する業務執行権と同等の権限を与え、その担当職務の執行状況について、適宜、取締役会への報告を求めることとしております。なお、2020年３月31日現在の執行役員は、大出章人、松沢章博、善甫能尚、近藤修司、髙木学、福本淳、鈴木毅人、大塚憲司の８氏であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏　　名	退任時の重要な兼職の状況	退任日
代表取締役副会長	入　川　達　三	株式会社オートウェイ　代表取締役会長 株式会社タイヤワールド館ベスト代表取締役会長 株式会社キングスオート　代表取締役会長 株式会社カークレド　代表取締役会長 株式会社プロトメディカルケア代表取締役会長 株式会社プロトリオス代表取締役会長 PROTO MALAYSIA Sdn. Bhd. Chairman	2020年3月31日
専務取締役	飯　村　富士雄	株式会社カークレド　代表取締役社長 株式会社カーブリックス　代表取締役社長 CAR CREDO (Thailand) Co., Ltd. Chairman	2020年3月31日
常勤監査役	後　藤　光　雄		2019年6月26日

（注）代表取締役副会長入川達三氏、専務取締役飯村富士雄氏は、辞任による退任であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取　締　役	11名	287百万円
監　査　役	5名	24百万円
合　　計	16名	311百万円

（注）1. 当事業年度に係る役員賞与の支給はありません。
2. 上記の報酬等の総額には、通常報酬のほか、取締役及び監査役に対し退任時に支給することが予定されている退職慰労金相当額のうち、当事業年度の職務執行に対応する部分の金額が含まれております。
3. 上記の報酬等の総額には、通常報酬のほか、譲渡制限付株式の付与による報酬額が含まれております。
4. 上記の支給額のほか、2019年６月26日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任監査役１名に対して3,600千円支給しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2000年６月28日開催の第22期定時株主総会において、年額1,000百万円以内と決議いただいております。
6. 監査役の報酬限度額は、1985年１月20日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

以下の事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.proto-g.co.jp/IR/library/soukaidata.html)に掲載しております。

(5) 社外役員に関する事項

5. 会計監査人に関する事項

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、経営基盤の強化と同時に、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、継続的かつ安定的な配当に留意するとともに、将来の成長に備えるための内部留保の充実等を総合的に勘案したうえ、利益還元に努めることを基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営基盤の一層の強化ならびに事業規模の拡大を図るため、既存事業ならびに新規事業への投資資金として有効に活用してまいります。また、自己株式の取得につきましては、財務の柔軟性及びフリー・キャッシュ・フロー創出の進捗状況等を勘案したうえで検討してまいります。

こうした方針のもと、当事業年度の期末配当につきましては、１株につき普通配当13.75円とし、2020年６月５日を支払開始日とする旨、2020年５月14日開催の取締役会において決議しております。当事業年度におきましては、2019年11月に１株につき普通配当13.75円の中間配当を実施しておりますので、年間配当は１株につき27.5円となっております。

また、次期の剰余金の配当につきましては、中間配当ならびに期末配当それぞれにおいて、１株当たりの普通配当を12.5円とする予定であります。

(注) 1. 本事業報告に記載の金額等につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 記載しております金額には、消費税等は含んでおりません。

1. 企業集団の現況に関する事項
（11）主要な事業内容

事業部門	主要品目等
自動車関連情報	クルマ・ポータルサイト「グーネット」 クルマ情報誌「グー」、輸入車情報誌「グーワールド」 バイク情報誌「グーバイク」、カー用品ショッピングサイト「グーネットパーツ」 カーメンテナンス専門サイト「グーネットピット」 バイク専門ポータルサイト「BikeBros.」 「オークション情報」、中古車データ検索システム「データライン」 「月刊ボデーショップレポート」、鈑金塗装見積りシステム「モレノン NEXT」 自動車整備業マネジメントシステム「SuperATOM3 NEXT」、「PIT3 NEXT」 自動車整備業鈑金統合システム「RacroSⅡ」 中古車輸出事業 タイヤ・ホイール等の販売
生活関連情報	介護の総合検索サイト「オアシスナビ×ハートページ」 介護・医療・福祉の求人転職サイト「介護求人ナビ」 看護師専門求人サイト「ナースエージェント」 看護師・介護士の派遣転職支援サービス「Medical Cubic」 介護保険のガイドブック「ハートページ」 福祉用具貸与・販売「プロトライフケア」 趣味・資格の情報検索サイト「グースクール」
不動産	賃貸等不動産の保全・管理
その他	BPO（ビジネスプロセスアウトソーシング） 太陽光発電 ソフトウエア開発・販売等 農業事業 投資事業

（12）企業集団の主要拠点等

① 当社

本社	本社	名古屋市中区葵一丁目23番14号			
	東京本社	東京都新宿区西新宿六丁目18番１号			
本部・支社	札幌支社	札幌市中央区	金沢支社	石川県金沢市	
	仙台支社	仙台市若林区	大阪支社	大阪府東大阪市	
	高崎支社	群馬県高崎市	広島支社	広島市安佐南区	
	長野支社	長野県長野市	松山支社	愛媛県松山市	
	浜松支社	浜松市東区	福岡支社	福岡市博多区	
	名古屋支社	名古屋市名東区	熊本支社	熊本市中央区	

（注） 2019年11月１日付をもって、東京本社は東京都新宿区へ移転いたしました。

② 国内及び海外子会社

国内子会社	株式会社オートウェイ	福岡県京都郡苅田町
	株式会社タイヤワールド館ベスト	仙台市宮城野区
	株式会社キングスオート	浜松市東区
	株式会社プロトリオス	大阪市中央区
	株式会社カークレド	東京都新宿区
	株式会社カーブリックス	東京都新宿区
	株式会社プロトメディカルケア	東京都千代田区
	株式会社丸冨士	東京都大田区
	株式会社シルバーはあと	埼玉県久喜市
	株式会社プロトソリューション	沖縄県宜野湾市
	株式会社沖縄コールスタッフサービス	沖縄県那覇市
	株式会社プロトベンチャーズ	東京都新宿区
	株式会社アソシエ	沖縄県宜野湾市
海外子会社	CAR CREDO (Thailand) Co., Ltd.	タイ・バンコク
	PROTO MALAYSIA Sdn. Bhd.	マレーシア・クアラルンプール

（注） 1. 2019年11月27日付にてCAR CREDO MALAYSIA SDN. BHD.は清算結了いたしました。
2. PROTO MALAYSIA Sdn. Bhd.は清算手続き中です。
3. 当社は、2019年４月１日付で株式会社バイクブロスを吸収合併いたしました。
4. 当社は、2019年４月３日付で株式会社プロトベンチャーズを設立いたしました。
5. 株式会社プロトソリューションは2019年10月１日付で株式会社アソシエの全株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。
6. 2019年11月１日付をもって株式会社カークレド、株式会社カーブリックス、株式会社プロトベンチャーズは東京都新宿区へ移転いたしました。
7. 当社は2020年1月1日付で当社の連結子会社であった台湾寶路多股份有限公司の全株式を台湾寶路多股份有限公司の董事兼総経理である鈴木伸隆氏、他 1 名に譲渡いたしました。
8. 株式会社キングスオートについては、2020年4月1日付で社名を株式会社グーネットエクスチェンジに変更いたしました。

（13）従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,456名	1名

（注） 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
577名	△22名	37.0歳	9.8年

（注）1. 上記従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は含まれておりません。
2. 上記従業員数は、子会社等へ出向している従業員数を含んでおります。

（14）主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社福岡銀行	1,541百万円
株式会社三菱UFJ銀行	943百万円
株式会社みずほ銀行	500百万円

（15）その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である株式会社オートウェイの代表取締役社長１名、同社常務取締役１名及び同社従業員１名の合計３名が、2019年11月13日付で、不正競争防止法違反の疑いで愛知県警察に逮捕されておりましたが、2019年12月３日付で、同社及び当該３名は不起訴処分となっております。

当社グループは公表のとおり、ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底を含む再発防止策を実施しております。

関係者の皆様には、ご心配とご迷惑をおかけしましたことについて、深くお詫び申し上げます。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　123,600,000株
(2) 発行済株式の総数　41,925,300株（自己株式1,763,392株を含む）
(3) 株主数　5,631名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社夢現	13,614,480株	33.8％
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,823,900株	7.0％
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	2,670,400株	6.6％
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,137,400株	2.8％
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	1,094,599株	2.7％
CLEARSTREAM BANKING S.A.	1,024,400株	2.5％
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	930,000株	2.3％
横山 博一	887,300株	2.2％
横山 順弘	730,000株	1.8％
東京紙パルプ交易株式会社	620,000株	1.5％

（注）1. 当社は、自己株式1,763,392株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 上記の持株比率は、自己株式（1,763,392株）を控除して計算しております。
3. 個人投資家層の拡大ならびに株式の流通の活性化を図るため、2019年7月1日付けで、1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、招集ご通知18頁及び19頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
社外取締役	櫻井由美子	21回中21回	―
社外取締役	北山恵理子	21回中21回	―
社外監査役	山田信二	21回中21回	16回中16回
社外監査役	新井　淳	21回中21回	16回中16回
社外監査役	塩見　渉	21回中21回	16回中16回
社外監査役	雑賀仁志	15回中15回	10回中10回

(注) 1. 取締役櫻井由美子氏は、公認会計士、税理士として、財務及び会計分野における豊富な経験と知見に基づき、当社取締役会において適宜意見を述べております。
2. 取締役北山恵理子氏は、株式会社グローブリンク及び株式会社日本チャンピオングループの代表取締役社長として、企業経営に関する豊富な経験と知見に基づき、当社取締役会において適宜意見を述べております。
3. 監査役山田信二氏は、監査役としての豊富な経験と知見に基づき、常勤監査役として、当社取締役会において適宜質問をし、意見を述べております。また、当社監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
4. 監査役新井淳氏は、経営監視に関する豊富な経験と知見に基づき、常勤監査役として、当社取締役会において適宜質問をし、意見を述べております。また、当社監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
5. 監査役塩見渉氏は、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、当社取締役会において適宜質問をし、意見を述べております。また、当社監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
6. 監査役雑賀仁志氏は、公認会計士、税理士としての豊富な経験と知見に基づき、当社取締役会において適宜質問をし、意見を述べております。また、当社監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
7. 当社は、取締役櫻井由美子、取締役北山恵理子、監査役山田信二、監査役新井淳、監査役塩見渉、監査役雑賀仁志の６氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
8. 監査役雑賀仁志氏につきましては、2019年６月26日就任後の状況を記載しております。

③　報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報酬等の総額
社　外　取　締　役	2名	5百万円
社　外　監　査　役	4名	17百万円

(注)　上記の報酬等の総額には、通常報酬のほか、退任時に支給することが予定されている退職慰労金相当額のうち、当事業年度の職務執行に対応する部分の金額が含まれております。

5.　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	50百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 1.　当社監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査人の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算定根拠を精査した結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。

2.　当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないことから、上記の支払額にはこれらの合計額を記載しております。

3.　当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である新収益認識基準導入に関するアドバイザリー業務等を委託し、その対価を支払っております。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。なお、2019年５月14日開催の取締役会決議により、その一部を改定しております。概要は以下のとおりであります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社は、法令・定款の遵守を徹底するため、企業行動憲章を制定するとともに、コンプライアンス規程を制定し行動基準の徹底・推進を図る。

（イ）法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定するとともに、内部通報相談窓口を設ける。

（ウ）万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が遅滞なくトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

（エ）監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

（オ）各担当部署にて、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行う。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行うものとする。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（ア）当社は、業務執行に係るリスクとして、以下の①から⑮のリスクを認識するとともに、その把握と管理、個々のリスクに対する管理責任についての体制を整える。

① 印刷用紙の市況変動について
② 特定外注先・仕入先への依存について
③ コンテンツに対する法的規制について
④ 中古車の売買に対する法的規制について
⑤ 人材紹介・人材派遣事業に対する法的規制について
⑥ 福祉用具等の貸与・販売事業に対する法的規制について
⑦ システムセキュリティ及びシステム・ネットワークダウンによるリスクについて
⑧ 個人情報の保護について
⑨ コンテンツの内容に対する企業責任について
⑩ 中古車輸出事業におけるリスクについて
⑪ M&Aに係るリスクについて
⑫ 子会社の業績について
⑬ 技術革新への対応に係るリスクについて
⑭ 人材の獲得及び育成に係るリスクについて
⑮ 海外事業に係るリスクについて

（イ）リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。

（ウ）不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

（イ）経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期３ヶ年経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

（ウ）職務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項すべてについて取締役会に付議することを遵守する。その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制を整える。

（エ）取締役の業務執行権を企業規模ならびに組織の拡大に応じて委譲することを目的として執行役員制度を導入し、特定の部門を所管する執行役員に対し取締役が有する業務執行権と同等の権限を与えるものとする。また、当該執行役員の職務の執行状況について、適宜、取締役会への報告を求めるものとする。
（オ）日常の職務執行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り職務を執行する。

5．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（ア）当社は、子会社及び関連会社（以下「関係会社」という）に対する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し企業集団としての経営効率の向上に資することを目的として、関係会社管理規程を制定する。
（イ）当社は、関係会社を含めた企業集団の業務の適正を確保するための体制として、関連会社戦略室を置き、関係会社の業務の適正化及びリスク管理体制の確立を図る。
（ウ）関連会社戦略室は、関係会社の取締役等に対して事業に関する報告を定期的に求めるとともに、当社及び関係会社間での情報の共有化を図る。また、関係会社の取締役等が効率的な職務執行及びコンプライアンス体制の構築ができるよう、必要に応じて指導・助言を行う。
（エ）関連会社戦略室は、関係会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び社内規程等に違反又はその懸念が発生あるいは発覚した場合、ならびに関係会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当社の取締役会、監査役及び担当部署に当該事項が報告される体制を構築する。
（オ）監査役ならびに内部監査室は、定期又は臨時に関係会社の管理体制及び業務の適正確保について監査する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制マニュアル」を整備するとともに、一般に公正・妥当と認められる会計基準に準拠して財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。

7．反社会的勢力排除に向けた体制
（ア）当社は、「企業行動憲章」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する行動指針を定めるとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で挑み、業界団体や警察、顧問弁護士等との連携を強化することにより、情報共有を行い、その排除に取り組む。
（イ）反社会的勢力対応規程ならびにコンプライアンス規程に基づき、反社会的勢力に対する利益供与を禁じ、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することとする。

8．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（ア）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、特別な理由がある場合を除き、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

（イ）監査役補助者は監査役の指揮命令の下に職務を遂行することとする。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

9．当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（ア）当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について直接又は内部通報システムを用いて間接的に監査役に報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

（イ）内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保する。

（ウ）前各号の報告をしたことを理由に、当該報告者が不利な取扱を受けないものとする。

（エ）監査役は、重要な意思決定のプロセスや取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保する。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用等の処理をする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム構築に係る基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「内部統制委員会」を12回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を確認したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直すとともに、子会社を含む当社グループのリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役11名で構成し、監査役４名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行いたしました。なお、取締役会の機能の向上を図ることを目的として、取締役会全体の実効性に係るアンケート形式による自己評価を実施しております。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、期初に立案した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。更に、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、内部統制委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。